

2012年
7月9日から
新しい
在留管理制度が
スタート！

「在留カード」及び 「特別永住者証明書」の見方

外国人登録証明書に代わって「在留カード」又は「特別永住者証明書」が交付されます。

「在留カード」の主な記載内容

日本国政府 在留カード 番号 AB12345678CD
GOVERNMENT OF JAPAN RESIDENCE CARD No.

氏名 TURNER ELIZABETH
NAME

生年月日 1985年12月31日 性別 女 F. 国籍・地域 米国
DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION

住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号
ADDRESS

在留資格 留学
STATUS Student

就労制限の有無 就労不可

在留期間(満了日) 4年3月(2018年10月20日)
PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) Y M D

許可の種類 在留期間更新許可(東京入国管理局) ◇MOJ◇

許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日

このカードは 2018年10月20日まで有効 です。 法務大臣 法務大臣印

住居地

変更があった場合には裏面に記載されます。

在留資格

在留資格のない方にはカードは交付されません。

在留期間(満了日)

有効期間

在留カードには有効期間があります。ご確認ください。

在留カード番号

この番号を使ってカードの有効性を調べることができます(詳細は裏面へ)

顔写真

在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。

特別永住者証明書番号

この番号を使ってカードの有効性を調べることができます(詳細は裏面へ)

在留カードは、正規に我が国に中長期間在留する外国人の方に交付されます。具体的には、次の①～⑥にあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所(駐日台北経済文化代表事務所等)若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
- ⑤特別永住者
- ⑥在留資格を有しない人

有効期間

特別永住者証明書には有効期間があります。ご確認ください。

「特別永住者証明書」

日本国政府 特別永住者証明書 番号 EF12345678GH
GOVERNMENT OF JAPAN SPECIAL PERMANENT RESIDENT CERTIFICATE No.

氏名 洪 吉 童
NAME HONG KIL DONG

生年月日 1970年03月31日 性別 男 M.
DATE OF BIRTH Y M D SEX

国籍・地域 韓国
NATIONALITY/REGION

住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ302号
ADDRESS

この証明書は 2020年03月31日まで有効 です。 法務大臣 法務大臣印

特別永住者の方には、特別永住者証明書が交付されます。

偽変造防止対策

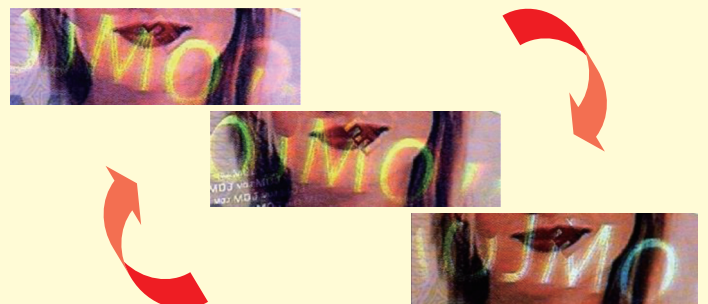
写真下の銀色のホログラムは、見る角度を90°変えると、文字の白黒が反転します。



カードを上下に傾けると、カードの左端部分がピンク色に変化します。



カードを左右に傾けると、「MOJ」のホログラムが3D的に左右に動きます。



カードを傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がピンクからグリーンに変化します。



在留カード・特別永住者証明書が偽変造されていないかを確認できます

Web ページを通じて在留カード等の失効番号情報が確認できます

新制度のスタートに合わせて、入国管理局のホームページからリンクを経由して失効情報提供画面を参照することができます。この画面では、在留カード等の番号及び有効期間年月日を入力すると、入力されたカード番号の有効性を確認することができます。

在留カード等の IC チップの情報を読み出すことができます

入国管理局のホームページにおいて、在留カード等の IC チップに記録されている情報の読み出しに係る仕様を公開しています。詳細については、右記を参照してください。http://www.immi-moj.go.jp/info/120424_01.html

在留カードの有効期間が券面表示と異なる場合があります

(在留カード裏面)

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄	在留期間更新等許可申請欄	
許可：原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く	在留資格変更許可申請中	

一般的には券面に表示された有効期間が在留カードの有効期間となりますが、表面の在留期間の満了日までに、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請をした場合には、その旨が在留カードの裏面に記載され、当該申請に対する処分がなされない限り、表面の在留期間の満了日から2か月を経過する日まで有効となります。

**しばらくの間は「外国人登録証明書」が
在留カード・特別永住者証明書とみなされます**

在留カードとみなされる期間

永住者

16歳以上の方	2015年（平成27年）7月8日まで
16歳未満の方	2015年（平成27年）7月8日又は 16歳の誕生日のいずれか早い日まで

特定活動※ ※特定研究活動等により在留する方とその配偶者に限ります。

16歳以上の方	在留期間の満了日又は 2015年（平成27年）7月8日のいずれか早い日まで
16歳未満の方	在留期間の満了日、2015年（平成27年）7月8日又は 16歳の誕生日のいずれか早い日まで

※「短期滞在」や在留資格がない者等、在留カードの交付対象とならないものは除かれます。

16歳以上の方	在留期間の満了日
16歳未満の方	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

特別永住者証明書とみなされる期間

16歳未満の方

16歳未満の方	16歳の誕生日まで
---------	-----------

16歳以上の方

次回確認（切替）申請期間が 2012年7月9日から 3年以内に到来する方	2015年（平成27年）7月8日まで
---	---------------------------

上記以外の方	次回確認（切替）申請期間の 始期とされた誕生日まで
--------	------------------------------

※外国人登録証明書上の「次回確認申請期間」の記載にかかわらず、上記のみなされる期間が、在留カード又は特別永住者証明書としての有効期間となります。

詳しくはこちら! **法務省入国管理局**

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

【お問い合わせはこちらへ】 外国人在留総合インフォメーションセンター(平日8:30~17:15)

TEL 0570-013904 (IP電話・PHSからは 03-5796-7112)